一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称
北海道平取町
二　アイヌ施策推進地域計画の名称　平取町アイヌ施策推進地域計画
三　基本方針（アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第七条第一項に規定するアイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針をいう。以下同じ。）に定めるアイヌ施策推進地域計画の認定制度に基づく法律上の特例措置のうち、アイヌ施策の推進に必要な事業（番号については、基本方針に定めるところによる。）　国有林野における共用林野の設定（四の四②）及び漁業法及び水産資源保護法による許可についての配慮（四の四③）

○内閣府告示第七十三号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項で準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和七年内閣府告示第十五号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和七年三月十九日付けで認定したので、同法第十一条第二項で準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年四月七日

内閣総理大臣　石破　茂

一　アイヌ施策推進地域計画の名称　幕別町アイヌ施策推進地域計画
二　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称
北海道幕別町

○内閣府告示第七十四号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項で準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和六年内閣府告示第四十四号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和七年三月十九日付けで認定したので、同法第十一条第二項で準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年四月七日

内閣総理大臣　石破　茂

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称
北海道白糠町
二　アイヌ施策推進地域計画の名称　白糠町アイヌ文化の保存・伝承・活用推進計画～ウレシパ・プラン～
三　基本方針（アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第七条第一項に規定するアイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針をいう。以下同じ。）に定めるアイヌ施策推進地域計画の認定制度に基づく法律上の特例措置のうち、アイヌ施策の推進に必要な事業（番号については、基本方針に定めるところによる。）　漁業法及び水産資源保護法による許可についての配慮（四の四③）

○内閣府告示第七十五号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項で準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和六年内閣府告示第五十二号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和七年三月十九日付けで認定したので、同法第十一条第二項で準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年四月七日

内閣総理大臣　石破　茂

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称
北海道標津町
二　アイヌ施策推進地域計画の名称　標津町アイヌ施策推進地域計画

○内閣府告示第七十六号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十一条第二項で準用する同法第十条第九項の規定に基づき、令和六年内閣府告示第五十三号をもって公示したアイヌ施策推進地域計画の変更を令和七年三月十九日付けで認定したので、同法第十一条第二項で準用する同法第十条第十四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年四月七日

内閣総理大臣　石破　茂

一　アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称
三重県松阪市
二　アイヌ施策推進地域計画の名称　松阪市アイヌ施策推進地域計画

○総務省告示第百四十号

時刻認証業務の認定に関する規程（令和三年総務省告示第百四十六号）第五条第二項において準用する同規程第三条第一項の規定に基づき、次の時刻認証業務の変更を令和七年三月二十日付けで認定したので、同規程第五条第二項において準用する同規程第三条第四項の規定に基づき公示する。

令和七年四月七日

総務大臣　村上誠一郎

1　変更認定に係る時刻認証業務の名称　アマノタイムスタンプサービス3161
2　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　4e71　fa03　1ea3　3c9e　707c　4990　bbbe　b59b　b94f　0852
3　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　66e4　a94f　299f　db94　8270　02ec　1864　e045　4f33　74ca　efeb　9bdc　c433　67a8　9bf9　4b15
4　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　745c　e733　e88c　353b　593b　adf8　296c　1895　00d4　a99b
5　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　9324　d1d7　615f　d4af　d1e6　f38e　f525　50c7　659b　24d4　2e64　5503　b21f　9c4f　33aa　6197　b0ab　4e39　7c6b　e24a　476b　87e9　3ceb　be90
6　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その３）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　844e　45ea　9288　be08　dd67　b7cb　1683　30e7　2c38　efe2　ce93　ee23　862c　5805　8627　8331
7　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その３）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　b27f　dbc7　9288　be08　dd67　b7cb　1683　30e7　2c38　efe2　ce93　ee23　862c　5805　8627　8331
8　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の法人番号　3020001019365
9　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称　アマノ株式会社
10　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称の英語表記　Amano Corporation
11　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の住所　神奈川県横浜市港北区大豆戸町275番地

総務大臣　村上誠一郎

○総務省告示第百四十一号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の四第二項の規定により、次の検定対象機械器具等について型式承認をしたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

令和七年四月七日

種別	型式番号	承認年月日	氏名又は名称	住所
小型消火器	消第2023～6号	令和 6. 1. 9	モリタ宮田工業株式会社	東京都江東区有明三丁目5番7号
定温式スポット型感知器（試験機能付）	感第2024～1号	6. 1. 29	ホーチキ株式会社	東京都品川区上大崎二丁目10番43号
小型消火器	消第2024～1号	〃	日本ドライケミカル株式会社	東京都北区田端六丁目1番1号
P型2級受信機（蓄積式）	受第24～7～1号	6. 2. 2	〃	〃
R型受信機（蓄積式）	受第2021～2～1号	6. 2. 14	〃	〃
P型1級発信機	発第2024～1号	6. 2. 27	パナソニック株式会社	大阪府門真市大字門真1006番地
金属製避難はしご	は第2024～1号	6. 3. 6	ヤマトプロテック株式会社	東京都港区白金台5丁目17番2号
泡消火薬剤	泡第2024～1号	6. 3. 15	千住金属工業株式会社	東京都足立区千住橋戸町23番地
大型消火器	消第2024～2号	〃	三津浜工業株式会社	東京都大田区東蒲田二丁目19番12号